第一一号中

「（　31）　1034　第八勘成号」を
「（　31）　削除　削除」に、
「（　33）　1300　ほうえい」を
「（　33）　削除　削除」に、
「（　53）　7305　第五げんかい」を
「（　53）　削除　削除」に、
「（　60）　28997　小槌２号」を
「（　60）　削除　削除」に、
「（　81）　122725　清安丸」を
「（　81）　削除　削除」に、
「（　95）　126789　かいよう」を
「（　95）　削除　削除」に、
「（264）　132476　しゃるまん」を
「（264）　削除　削除」に、
「（430）　133815　第十八有明丸」を
「（430）　削除　削除」に、
「（457）　133972　裕鷹丸」を
「（457）　削除　削除」に、
「（570）　134829　裕翔丸」を
「（570）　削除　削除」に、
「（642）　135334　39中宝」を
「（642）　削除　削除」に、
「（657）　135437　おーしゃんのーす」を
「（657）　削除　削除」に、
「（666）　135478　第五げんかい」を
「（666）　削除　削除」に、
「（720）　135861　おがさわら丸」を
「（720）　削除　削除」に、
「（796）　136466　第一ちどり」を
「（796）　136466　第一ちどり」に、
（796）の２　136472　第五十二住若丸」を
「(1248)　141248　ブルードルフィン」に、
「(1248)　141248　ブルードルフィン２」を
「(1291)　141370　ＳＨＩＮ　ＨＥＩＲＹＵ」に、
「(1291)　削除　削除」を
「(1574)　142368　開山丸」に、
「(1574)　142368　開山丸
(1574)の２　142370　菱永丸」を
「(1626)　142505　フェリーあまくさⅡ」に、
「(1626)　142505　フェリーあまくさⅡ
(1626)の２　142514　りゅうしょう」を
「(1655)　142654　聖嶺」に、
「(1655)　142654　聖嶺
(1655)の２　142665　第２いずみ丸」を
「(1679)　142731　清安丸」に、
「(1679)　142731　清安丸
(1679)の２　142737　第六十三さだ丸」を
「(1695)　910002　ＴＲＡＮＳ　ＢＯＲＤＥＲ」に、
(1696)　990001　第三三徳丸」を
(1697)　990002　清正」に、
「(1695)　142817　大洲丸」を
(1696)　142825　ＣＯＲＯＮＡ　ＫＩＮＧＤＯＭ」に、
(1697)　142827　大島丸」を
(1698)　142831　第一勇和丸」に、
(1699)　142839　ＢＩＳＡＮ　ＣＬＯＶＥＲ」を
(1700)　142840　さきがけ」に、
(1701)　142841　第二十八いづみ丸」を
(1702)　910002　ＴＲＡＮＳ　ＢＯＲＤＥＲ」に、
(1703)　削除　削除」を
(1704)　990002　清正」に、
(1705)　990003　海進」を

改める。

○総務省告示第百四十四号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第二号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第十号（地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件）の一部を次のように改正し、平成二十九年度分の固定資産税から適用する。

平成二十九年四月三日　総務大臣　山本　早苗

第一号３中

「(　3)の２　株式会社ジェイウインド（上ノ国ウインドファームに係るものに限る。）　同」を
「(　3)の２　株式会社ジェイウインド（上ノ国ウインドファームに係るものに限る。）　同
(　3)の３　合同会社ＮＲＥ一13インベストメント（ＮＲＥ蛇沢太陽光発電所に係るものに限る。）　青森県知事」に、
「(　10)の４　株式会社グッドスマイルカンパニー（太陽光発電設備に係るものに限る。）　栃木県知事
(　10)の５　日光太陽光発電合同会社（日光市高徳太陽光発電所に係るものに限る。）　同」を
「(　10)の４　合同会社ＮＲＥ一17インベストメント（ＮＲＥ水戸太陽光発電所に係るものに限る。）　同
(　10)の５　株式会社タカラレーベン（ＬＳ桜川４発電所に係るものに限る。）　同
(　10)の６　日本コンクリート工業株式会社（田川太陽光発電所に係るものに限る。）　同
(　10)の７　株式会社グッドスマイルカンパニー（太陽光発電設備に係るものに限る。）　栃木県知事
(　10)の８　日光太陽光発電合同会社（日光市高徳太陽光発電所に係るものに限る。）　同」に、
「(　19)の３　美松電気株式会社（美松電気下田発電所に係るものに限る。）　滋賀県知事」を
「(　19)の３　ロイヤルリース株式会社（亀山ソーラー発電所に係るものに限る。）　同
(　19)の４　美松電気株式会社（美松電気下田発電所に係るものに限る。）　滋賀県知事」に、
「(　25)の３　合同会社ＪＲＥ中九州風力（中九州大仁田山風力発電所に係るものに限る。）　宮崎県知事」を
「(　25)の３　ウツミ屋証券株式会社（水巻太陽光発電施設に係るものに限る。）　同
(　25)の４　株式会社フロンティア・サンワ（水巻発電所に係るものに限る。）　同
(　25)の５　合同会社ＪＲＥ中九州風力（中九州大仁田山風力発電所に係るものに限る。）　宮崎県知事」に

改める。

第一号５中

「(　18)　同（兵庫県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）　兵庫県知事」を
「(　18)　削除　削除」に、
「(　22)　株式会社ひろしまケーブルテレビ（広島県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）　広島県知事」を
「(　22)　株式会社ちゅピＣＯＭひろしま（広島県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）　広島県知事」に

改める。